稚うなぎ漁業許可証デジタル化事業に係る
顔写真収集及び許可証発行業務委託仕様書

１　委託業務名

稚うなぎ漁業許可証デジタル化事業に係る顔写真収集及び許可証発行業務

２　業務の目的

許可申請の電子化，許可情報の電子的方法による許可証への記載により，稚うなぎ漁業許可証をデジタル化し，申請者の利便性向上や許可業務の省力化を図る。

３　業務委託の内容

（１）顔写真の電子媒体での収集

【対象人数】

1,242 人（最大）

【収集期間】

３ヶ月間

※８月～10 月（予定）

【要　　件】

写真データの収集には請負者もしくは請負者の協力会社の提供システムを使用する。

提供システムは、以下の仕様を満たすこととする。

・アプリ等のダウンロードを要さず、ウェブブラウザ上で写真の登録（アップロード等）を行えること。

・管理者（鹿児島県）により申請者（許可証申込者）の情報管理が可能であること。なお，管理者は１名とする。

・システム上で申請者が個別にログイン、各自のスマートフォン等で自身の顔写真を撮影、写真の登録を行うことが可能であること。

・顔写真のサイズ（ピクセル数）は県指定のサイズであること。顔写真の自動・手動トリミング機能が搭載されていること。

・ブルー・グレー・ホワイトの内、1 色への背景合成機能を搭載していること。

・顔写真データの提出状況を管理者においてシステム上で確認、その状況を CSV 形式で抽出できること。

・顔写真データは任意のタイミングで管理者がダウンロードできること。

（２）許可証の発行（漁期前）

【枚　　数】

1,242 人（最大）

【発行時期】

令和７年 11 月（予定）

【要　　件】

・許可証の版は，別添許可証イメージの①（両面版）及び②（片面版）の両方を作成すること。

・県が提供する許可情報等の CSV データ及び（１）で収集した顔写真を基に，別添許可証イメージ①（両面版）の許可証を発行すること。ただし，許可証の仕様については，業務実施前に受注者と鹿児島県で協議し，調整可能なものとする。

・防水性を備えた免許証サイズ（54.0㎜×85.6㎜）の許可証であること。

・両面印刷とすること。

・氏名の文字表記は，JIS 第二水準（IBM 拡張文字を含む）まで通常対応とし，水準外の外字については、tte ファイルもしくは外字指示書を提供するので、対応すること。

・氏名の文字数が多い場合，長体フォントに切り替えて印字可能なこと。

・顔写真データは上記の Smart Photo Collector で収集した JPG データを支給する。

・県所有の PC 端末から，注文データの送信及び発行状況の確認ができること。

・システムの利用開始にあたり，ソフトウェアのインストールは不要であること。

・SSL 通信等によるセキュリティ対策を行うこと。安全にデータ送信・登録が行えること。

・注文時の操作方法を含めて，運用にあたって不明な点がある場合等は，適切なサポートを行うこと。また，注文用のマニュアルを準備すること。

・カード発行に使用した個人情報は，この業務が終了した際は削除すること。

（３）許可証の再発行（漁期中）

【枚　　数】

10 枚（最大）

※新規の許可は行わないため，顔写真の撮影は不要

【発行時期】

紛失等に応じて都度（12 月～翌３月）

【要　　件】

・（２）の要件に同じ。

・ただし，許可証の仕様の調整は行わない。

（４）システム操作に関する支援フォロー

写真データ収集に当たって，申請者が請負者もしくは請負者の協力会社が提供するシステムを使用してスムーズに顔写真の撮影，提出ができるよう，マニュアルの作成や現地指導等を行うこと。

４　業務の履行期限

３（１）（２）及び（４）の業務　令和７年 11 月 21 日（金）

３（３）の業務　令和８年３月 19 日（金）

５　スケジュール

時期	内容
５ 月 下 旬	契約
６月～７月	許可証の仕様の調整
８月～10 月	顔写真データの収集
11 月初旬～	許可証の発行
11 月 下 旬	３（１）（２）及び（４）の業務完了（納入期限：令和７年 11 月 21 日（金））
12 月～３月	依頼に応じて許可証発行
３ 月 下 旬	３（３）の業務完了（納入期限：令和８年３月 19 日（金））

６　成果物について

履行期限までに提出すべき成果物は下記のとおりとする。

３（１）の業務：顔写真（電子媒体）
３（２）及び（３）の業務：許可証（カード）
３（４）の業務：作成したマニュアル，現地指導実績の記録

７　その他

（１）当事業委託で作成したデータや資料，写真等の権利は鹿児島県に帰属する。
（２）本事業に関して知り得た業務の秘密は，契約期間にかかわらず，第三者に漏らしてはならない。
（３）業務を処理するために県から引き渡され，又は自らが収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等は，業務完了後直ちに県に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，県が別に指示した時は，その指示に従うものとする。
（４）本件に関し，疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については，鹿児島県と協議するものとする。
（５）業務の実施に当たっては，鹿児島県と十分に連携をとり，協議，調整の上，進めることとする。
（６）会議や打合わせへの出席は必要に応じて Web でも可能とする。

（別添）許可証イメージ①（両面版）表

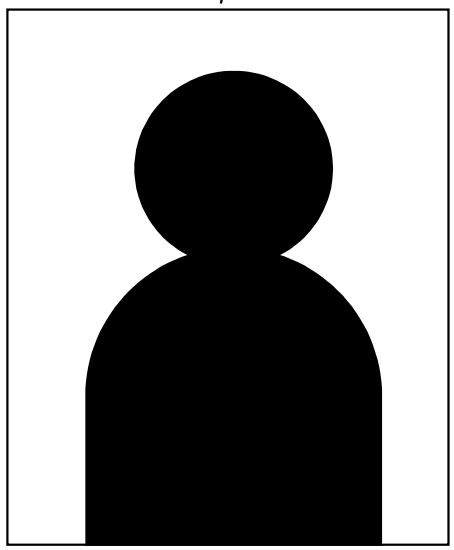

顔写真

指令稚うなぎ第●●－●●－●●

事業者番号　●●●●●●●

稚うなぎ漁業許可証

住　所
●●●・・・

氏　名
●●　●●

旧字体に対応

許可の有効期間
●年●月●日
～　●年●月●日

許可日
●年●月●日

再交付年月日　●年●月●日

鹿児島県知事　塩田　康一　印

ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システムのログイン及び許可情報の表示が可能な二次元コード等
※URLで提供

再交付の場合のみ

印影データは別途提供

免許証サイズのカード
（背景色は年によって変更予定）

文字情報及びQRコードのURLは一覧表形式で提供（CSVデータ）

（別添）許可証イメージ①（両面版）裏

記載内容

・漁業種類
・操業区域
・船舶（船名，漁船登録番号，総トン数，推進機関の種類及び馬力数）
・漁業時期
・使用する漁具及び漁法
・条件

（別添）許可証イメージ②（片面版）

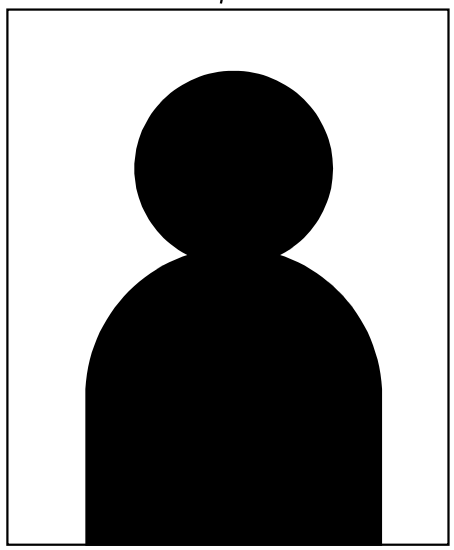

顔写真

指令稚うなぎ第●●－●●－●●

事業者番号　●●●●●●●

稚うなぎ漁業許可証

住　所
●●●…

氏　名
●●　●●

旧字体に対応

許可の有効期間
●年●月●日
～　●年●月●日

許可日
●年●月●日

再交付年月日　●年●月●日

鹿児島県知事　塩田　康一　印

ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システムのログイン及び許可情報の表示が可能な二次元コード等
※URLで提供

再交付の場合のみ

印影データは別途提供

免許証サイズのカード
（背景色は年によって変更予定）

文字情報及びQRコードのURLは一覧表形式で提供（CSVデータ）